

平成21年度 第30回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成22年3月18日（木）午前10時00分～午後0時17分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	松本秀樹
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 職員の採用選考について

議案第3号 職員の昇任選考について

議案第4号 一般任期付職員の任期の更新の承認について

議案第5号 人事委員会規則及び通知の制定及び一部改正について

議案第6号 労働基準法第41条の規定に基づく宿直勤務の許可について

議案第7号 子ども手当の認定に関する事務の委任について

報告第1号 職員等の懲戒処分について

協議等事項

- 1) 県民から寄せられた意見（県民の声）について
- 2) 県職員給与と民間給与の比較における課題の検討について

5 会議の公開・非公開

議案第1号から議案第4号まで、報告第1号及び協議等事項を非公開とした。

6 議 事

高橋委員は出席できなかったが、今後の事務に支障があることから、地方公務員法第11条第2項の規定により委員2名で委員会を開催することとした。

(1) 議案第1号

平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

① 実施結果

職 種	公 告 時 採用予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験 競争率 (C/A)
警察事務	名程度 2	名 121(60)	名 89(43)	名 9(5)	% 73.6	倍 44.5

※ 表中の（ ）は女性の内数。

② 試験日程

第1次試験	試 験 日	2月28日(日)
	試 験 会 場	県警察本部庁舎会議室、鳥取市文化センター大会議室
	試 験 種 目	教養試験（多肢選択式）及び作文試験
	合格者発表日	3月18日(木)
第2次試験	試 験 日	4月2日(金)(予定)
	試 験 会 場	県警察本部庁舎会議室
	試 験 種 目	人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査
	採用候補者発表日	4月19日(月)(予定)

※ 第2次試験は警察本部に委任して実施します。

(注) 第1次試験で実施した作文試験の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点します。)

③ 採用予定時期 平成22年5月1日

(2) 議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(3) 議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(4) 議案第4号

一般任期付職員の任期の更新の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(5) 議案第5号

人事委員会規則及び通知の制定及び一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

① 規則及び通知の名称

【規則[制定]】

・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則

の整備に関する規則

【規則[改正]】

- ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- ・へき地手当等に関する規則
- ・義務教育等教員特別手当に関する規則

【通知[制定]】

- ・准看護師の業務に従事していた看護師等の初任給算定基準の改正に伴う在職者の号給の決定について

【通知[改正]】

- ・職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の運用について
- ・単身赴任手当の支給に関する規則の運用について

② 概要

(1) 時間外勤務関係

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(ア) 「月60時間の時間外勤務の算定」及び「月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合の引上げ」の対象としない勤務を定める

- a 日曜日と土曜日が週休日の職員 日曜日
- b 交替制勤務の職員及び船員 任命権者が定める当該月における日曜日と同数の週休日
- c a及びb以外の職員 人事委員会が定める日

(イ) 時間外勤務代休期間の指定について必要な事項

- a 時間外勤務代休時間の指定は、60時間超過月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。
- b 時間外勤務代休時間の指定は、3時間45分、4時間又は7時間45分を単位とする（年次有給休暇に連続して指定することも可。）
- c 時間外勤務代休時間の指定は、職員があらかじめ指定を希望しない旨を申し出た場合には指定しない。
- d その他所要の規定の整備

<この規則により改正される規則>

- ・職員の給与の支給に関する規則
- ・職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ・県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(施行日：平成22年4月1日)

(2) 看護師等の初任給算定基準の見直し関係等

ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

(ア) 医療職給料表(3)の経験年数

看護師又は看護師の免許を有する助産師のうち、准看護師の職務に従事した経歴（医療職給料表(3)初任給基準表の備考の規定の適用を受けるものにあつては、准看護師の業務に従事した経歴のうち3年を超える経歴）を有するものについては、看護師免許取得前であっても、その経歴に係る年数を経験年数として取り扱うものとするほか、所要の規定の整備を行う。

(イ) 医療職給料表(3)初任給基準表

中学校卒業後、准看護師養成所を卒業し、准看護師の業務に3年以上従事し、看護学校又は看護師養成所において2年以上修業したことにより助産師又は看護師となったものに対する医療職給料表(3)初任給基準表の適用については、助産師で学歴免許が大学卒のものにあつては4号給、看護師で学歴免許が短大2卒の

ものにあつては8号給を初任給欄の号給にそれぞれ加えるものとする。

(ウ) 非常勤としての勤務期間及び休職等のため勤務しなかった期間の取扱い

非常勤としての勤務期間及び休職等のため勤務しなかった期間の経験年数への換算方法の規定が、現行では経験年数換算表において規定されているため、同表を直接引用していない医療職給料表適用者にまで及んでいない。

この規定の不備を是正するため、当該換算方法を経験年数の定義の部分で規定することとする。

(施行日：平成22年4月1日)

イ 准看護師の業務に従事していた看護師等の初任給算定基準の改正に伴う在職者の号給の決定について

ア(ア)により准看護師の業務に従事した経歴を経験年数として取り扱うこととする改正を行うことに伴い、在職者が平成22年4月1日に受けることとなる号給より、同日にその者が新たに職員となったものとして改正後の規定を適用した場合に得られる初任給の号給が有利となる場合は、その号給に決定できるものとする。

(適用日：平成22年4月1日)

ウ 職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の運用について

(ア) 非常勤としての勤務期間及び休職等のため勤務しなかった期間の取扱い

ア(ウ)により当該期間について経験年数の定義の部分で規定する改正を行うことに伴う規定の整備を行う。

(イ) 時間外勤務代休時間の新設に伴う改正

勤務成績をやや良好でない又は良好でないと決定する基準となる「勤務していない期間」から時間外勤務代休時間を除く。

(適用日：平成22年4月1日)

(3) 手当関係

ア へき地手当等に関する規則

へき地教育振興法施行規則の一部改正に基づき、下表のとおりへき地学校等指定基準の見直しを行うとともに、大山小学校赤松分校の廃止に伴い、へき地学校について定めた規定中、同校を削る。

<へき地学校及び準へき地学校の指定>

	へき地等学校の指定		
	現行		改正後
日光小学校	へき地学校	2級	準へき地学校
日光小学校添谷分校	へき地学校	2級	へき地学校 1級
上小鴨小学校広瀬分校	へき地学校	2級	準へき地学校

(施行日：平成22年4月1日)

イ 義務教育等教員特別手当に関する規則

職員の給与に関する条例の一部が改正され、平成22年4月1日から手当の支給限度額が引き上げられることとなったことに伴い、級号給ごとに定められた手当の支給月額を引き下げる。

(施行日：平成22年4月1日)

ウ 単身赴任手当の支給に関する規則の運用について

単身赴任届の電子化に対応するため、任命権者が必要に応じ同届の様式に所要の調整を加えることができることとする。

(適用日：平成22年4月1日)

【質 疑】

(1) 時間外勤務関係

委 員

時間外勤務を行う際に、必要性の吟味がきちんとなされていないケースがあるのではないか。

今回の改正では、週休日に働いた場合、日曜日は 60 時間の積算や超過した場合の割増支給の対象ではないが、土曜日は対象になることから、細かい話ではあるが、土曜日に勤務した方がいいから、土曜日に勤務するみたいなことが、職員の意思でできるようなことがあれば本末転倒である。

サービス残業があってはならないという観点がある一方で、そうした観点も必要。

60 時間を超える場合の人数や実態把握ができたらと思うが、可能か。

事務局

可能。

委 員

職員の健康管理上もそうした調査が必要である。

土日に出勤したらあるのかもしれないが、60 時間を超える勤務がそんなにあるだろうか。

事務局

職場の状況によってはわからない。

委 員

サービス残業も多いのではないか。

事務局

現在は、ICカードによる入退庁管理が行われており、退庁時間と時間外勤務の実績の乖離が多ければ、改善するよう指導を行うといったことがなされているので、サービス残業はシステム的には起こらないようになってきている。

委 員

チェックした結果どうだったというような資料を、今後見せていただきたい。

(2) 看護師等の初任給算定基準の見直し関係等

委 員

准看護師の件は、この間の議論のとおりでよいか。

事務局

そのとおり。

委 員

この内容については、結局、労使はどうなったのか。

事務局

前回の委員会で協議していただき、組合に回答をして、あの要請書ではまた労使でそれを受けてと書いてあったが、結局していない。

事務局

教えてもらいたいと言っていたのが、どうして今変えるんだというあたり。例えば国が変えたから変えるのかとか、他県がどうかからということではなく、人事委員会は人事委

員会として見識をもってやるべきではないかと。そういうことを組合としては言いたかったんだと。たまたま組合が国の通知を見つけたから急に変わるというのはおかしいのではないか。やはり人事委員会は人事委員会として必要だから認めるんだという考え方をもつべきではないかというようなことを言っていた。

規則改正は人事委員会の権限でやるのだが、人事委員会の考え方は何かと言ってくると思われる。

委員

そこを言われる理屈はわかるが、ただ、実際、人手の問題とかいろんなものを含めて全ての規則や運用を把握して不都合性を把握するのは難しい。何かがきっかけにならざるをえない部分がある。

マンパワーが足りないので全てを把握するのは実態として無理だ。それはご了解くださいとしか言いようがない。

(6) 議案第6号

労働基準法第41条の規定に基づく宿直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県警察本部長から宿直勤務の申請があり、適当と認められるので、労働基準法第41条第3号及び労働基準法施行規則第23条の規定により申請のとおり許可する。

① 許可の要件

- (1) 宿直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上の宿直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については、週1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

② 申請の内容

(1) 目的

鳥取自動車道「河原～鳥取間」が3月28日に開通することに伴い、高速道路交通警察隊（現在は智頭警察署内で勤務）の事務所が鳥取市河原町渡一木に3月26日に開設される。ついては、3月23日、24日、3月25日の3日間について、事務所開設にあたっての庁舎保全のために宿直勤務を行うもの。

(2) 宿直の勤務の態様

庁舎保全のための待機業務、中途巡視2回程度

(3) 宿直手当

1回の宿直手当 4,200円

(4) 宿直対象者

3名

(5) 宿直勤務の開始及び終了時刻

午後5時15分～翌日午前8時30分

(6) 一定期間における宿直の回数と1回の宿直手当

宿直の回数の基準

基準	宿直
厚生労働省基準	週1回を限度

宿日直の回数の申請内容

回数
週1回（3月23日、24日、25日に各1名）

(7) 睡眠設備
執務室（寝具備え付け、冷暖房設備あり。）

(7) 議案第7号
子ども手当の認定に関する事務の委任について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

現在、子ども手当の支給について国会で審議されており、法律が成立すれば平成22年4月1日から施行される見込みである。

この手当について、人事委員会事務局職員に係る認定事務を委任したい旨、地方自治法第180条の2の規定に基づき鳥取県知事から協議があったので、事務局長を受任者として応諾しようとするもの。

① 子ども手当の概要
子ども手当は、現在の児童手当に代わる手当として新設されるもの。

② 認定事務

(1) 児童手当

受給資格者は、その支給を受けるためには市町村長の認定を受けることが児童手当法で規定され、地方公務員については同法の特例で所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けたものが認定することとされている。

児童手当の認定に関する事務は、地方自治法の規定に基づき、事務局長に委任されている。(人事委員会は昭和46年12月15日に応諾している。)

(2) 子ども手当

「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」も児童手当法と同様の規定が設けられる見込みである。

(8) 報告第1号
職員等の懲戒処分について、事務局が説明した。

(9) 協議等事項

① 県民から寄せられた意見（県民の声）について、事務局が説明した。

② 県職員給与と民間給与の比較における課題の検討について、事務局が説明し、協議した。

7 次回の人事委員会の開催

平成22年3月18日（木）午前10時00分から開催することとした。